

令和 8 年度台湾におけるインフルエンサーを活用した岡山県産果物情報発信 委託業務実施公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおりプロポーザル方式による企画提案を募集する。

令和 8 年 7 月 1 日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 企画提案に付する事項

- (1) 業務名
令和 8 年度台湾におけるインフルエンサーを活用した岡山県産果物情報発信委託業務
- (2) 業務内容
令和 8 年度台湾におけるインフルエンサーを活用した岡山県産果物情報発信委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契約期間
委託契約締結日から令和 8 年 11 月 30 日まで
- (4) 契約限度額
500,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

2 企画提案に参加できる者の資格

企画提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

3 日程

令和8年7月 1日(水) 募集開始

7月13日(月) 企画提案参加資格確認申請書提出期限
質問受付期限

7月21日(火) 企画提案書提出期限

4 業務委託に関する事務を担当する課の名称等

岡山県農林水産部対外戦略推進室

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電話：(086) 226-7404

電子メール：taigai@pref.okayama.lg.jp

ホームページ：<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/336/>

5 契約条項を示す場所

上記4の場所及びホームページとする。

6 企画提案参加手続等

この企画提案に参加を希望する者は、企画提案参加資格確認申請書(様式第1号)を次のとおり提出しなければならない。

また、企画提案参加者は、事務を担当する課の契約担当者から、提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

ア 配布期間

令和8年7月1日(水)から7月13日(月)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、閉庁日を除く。

イ 配布場所

上記4の場所に同じ。なお、上記4の岡山県農林水産部対外戦略推進室のホームページからダウンロードすることもできる。

(2) 企画提案参加資格確認申請書(様式第1号)の提出方法等

ア 提出期限

令和8年7月13日(月)午後5時(必着)

イ 提出場所

上記4の場所に同じ。

ウ 提出書類

(ア) 企画提案参加資格確認申請書(様式第1号)

(イ) 会社概要(既存のパンフレット等でも可)

(ウ) 印鑑証明書(受付日前3か月以内に発行されたもの。コピー可)

(エ) 登記事項証明書(受付日前3か月以内に発行されたもの。コピー可)

(オ) 財務諸表(最新決算年度の貸借対照表、損益計算書。コピー可)

(カ) 納税証明書（岡山県税の完納証明書（岡山県に納税義務がない場合は不要）、本店等の所在地を管轄する税務署が発行するもので、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の未納のない証明書（未納税額のない証明書）。受付日前3か月以内に発行されたもの。コピー可）

(キ)（岡山県暴力団排除条例に係る）誓約書（様式第2号）

※ただし、「岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿」に登載されている場合は、(ウ)～(キ)の書類の提出は不要とする。

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。）により、提出するものとする。ただし、郵送による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

（3）企画提案参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

企画提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対しては、その旨を通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

イ 企画提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

企画提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、7月21日（火）までに、上記4の宛先に電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。

（4）質問の受付

本プロポーザルに関して疑義がある場合は、契約担当者に対して説明を求めることができる。なお、企画提案書提出後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

ア 受付期限

令和8年7月13日（月）午後5時まで（必着）

イ 方法

仕様書に対する質問書（様式第3号）を上記4の宛先に電子メールにより提出すること。また、送信した旨を電話連絡し、受け取りの確認を行うこと。

ウ 回答

質問については、随時、岡山県対外戦略推進室ホームページに回答を掲載する。

7 企画提案書の提出

（1）企画提案書等の提出日時及び場所

ア 提出期限

令和8年7月21日（火）午後5時まで（必着）

イ 提出場所

上記 4 の場所に同じ

ウ 提出書類

(ア) 企画提案書の提出について（様式第 4 号）〈1 部〉

(イ) 企画提案書（様式任意）〈1 部〉

- ・実施方針（実施に対する考え方・方針・目標等）
- ・実施方法（内容、方法、想定される成果）
- ・実施体制の分かるもの（指揮・責任体制、従事予定者の実績や能力等）

(ウ) 当該事業類似事業に係る資料【様式任意（既存資料可）】〈1 部〉

(エ) 見積書【様式任意】〈1 部〉

- ・委託業務の積算内容が分かるように記載すること。
- ・見積書には会社名及び役職、代表者名を明記の上、代表者印を押印すること。

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便、配達記録郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。）により、提出するものとする。ただし、郵送による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

(2) 審査方法

ア 別に定める令和 8 年度台湾におけるインフルエンサーを活用した岡山県産果物情報発信委託業務に係る企画提案書審査要領に基づき、企画提案書及び見積書により総合的に判断して委託候補者を選定する。

イ 審査の過程において、県から説明、追加資料の提出を求める場合がある。

8 審査結果及び契約

(1) 前項の審査の結果は、審査後、速やかに書面により通知するとともに、県ホームページにおいて参加提案事業者数及び委託候補者の名称を公表する。なお、当該結果について、異議を申し立てることはできない。

(2) 委託候補者の決定後、提出された企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内において、当該事業者と岡山県と協議の上、詳細内容や具体的な実施スケジュールなどについて決定し、契約を締結する。

(3) 契約保証金

契約保証金は、岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号）第 153 条、第 154 条及び第 155 条の規定による。

9 その他

(1) 本件に関する事項について、電話または口頭による問い合わせには応じない。

(2) 提出する企画提案書は、提案者ごとに 1 案のみとする。

(3) 提案書の作成及び提案に関する説明に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) 提案者において、不適切な方法で企画提案書等の評価に影響を与えようとする事及びその他の契約の相手方としてふさわしくない行為や事実

が確認された場合、当該提案者は失格とする。

- (5) 提出された企画提案書等は返却しないが、その提案者の許諾を得ることなく、本企画提案公募における審査以外の目的に使用し、又は第三者に開示することはない。
- (6) 審査経過については公表しない。
- (7) 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 本件に基づく契約の契約金額に係る消費税額及び地方消費税額の額が変更となる場合は、当該契約の変更を行うことがある。